

## 1. 資産運用業の高度化

- 資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現するためには、投資運用会社が運用力を強化し、中長期的に良好な運用パフォーマンスを投資家に提供することにより、顧客の信頼を獲得し、自らの収益基盤が強固になるという好循環の実現を図ることが重要。
- 昨事務年度、比較的運用資産規模の大きい運用会社との間で、運用の高度化に向けた対話を実施したところ、各社に共通する3つの課題が確認できた。
  - ・ 国内市場での運用収益機会が限られる中で、運用対象や手法の多様化を図るためのグローバル運用体制の強化
  - ・ グローバル運用の担い手である運用専門人材の育成・確保
  - ・ 運用体制の基盤となるインフラの革新
- いずれの課題についても、具体的な取組みを進めている会社がある一方で、検討の段階に留まっている先も認められている。
- 今事務年度においても、引き続き投資運用会社の運用力の強化に向けた業務運営態勢の確立を目指し、モニタリングを継続する。具体的には、海外の投資運用会社等の先進的な取組等も広範に調査し、それを一つの座標軸にして、対話を深めたいと考えている。
- 各社において、得意とする運用戦略はそれぞれであり、各社の強みを活かしたビジネスモデルを構築されていると思うが、例えば、資産運用に特化した独立系の海外運用会社では、「長期にわたり継続的に超過利益を創出する」という確固たる企業理念、投資哲学を掲げ、それを実現するための独自の経営体制、業務運営態勢を構築している会社も見られる。
- 運用力の強化に向けた業務運営態勢を確立するためにも、各社が目指す資産運用ビジネスの具体的な姿やそれを達成するための具体的な方策等を明確にすることが重要であり、会員各社の皆様とも対話を行っていきたい。

- 貴協会・投資信託協会におかれては、資産運用業の高度化が業界の将来にも関わる重要な課題であるという認識のもと、グループ内における運用会社の位置付けがどうあるべきか等も含め、具体的に何ができるかを主体的にお考えいただくなど、是非、リーダーシップを発揮していただきたい。
- 「資産運用協議会」といった場を活用して、業界として今、何をしなければならないのかなど、抽象論ではなく、是非突っ込んだ議論をしていただきたい。協会主導で対応することが難しい課題については、当局から切り込むべき切り口などを含め、問題意識の共有をお願いしたい。

## 2. 投資助言・代理業について

- 貴協会においても、投資助言・代理会員に対してコンプライアンス支援に関する取組みを実施いただいていると承知しているが、この数年の投資家から金融庁に寄せられる相談情報や監視委の検査により、特に顧客に対する広告や勧誘等の状況に問題があると考えている。直近では、投資助言業者が第三者を装って口コミサイトに記事を掲載させた問題事例もあった。
- 投資助言・代理会員数は470者を超えており、貴協会にとっても負担は小さいものではないと思うが、会員監査等を通じて連携を図ってきたい。

## 3. 投資運用業、投資助言業に係る制度改正（暗号資産）について

- 先の通常国会において、資金決済法等一部改正法案が成立しており、金融商品の定義に暗号資産が追加されることとなった。これにより、今後は暗号資産デリバティブに関して投資助言する会社や暗号資産デリバティブを投資対象とする投資運用会社が金融商品取引業者として登録されることとなる。
- 今後、政令・内閣府令・監督指針の改正案を公表し、パブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえながら、施行に向けた作業を鋭意進めていく予定のため、忌憚のないご意見をよろしくお願いしたい。

- これに関連し、暗号資産を組み入れた投信業務に関し、現在、監督指針改正案のパブリックコメントを行っている。
- 投資信託は、(主に個人投資家を中心とした)国民の長期安定的な資産形成手段として、税制優遇措置など制度的に特別の位置付けを与えられている金融商品である。他方で、暗号資産への投資については、投機を助長しているとの指摘があり、また、価格変動や流動性等のリスクも高いものとする。
- 金融庁としては、投資信託の制度趣旨に照らすと、暗号資産に投資する投資信託の組成・販売には慎重に対応すべきと考えており、今回、監督指針の改正案を公表した。
- 貴協会の会員の皆様においても、国民の安定的な資産形成に資するビジネスを行うというプリンシプルベースでの対応をお願いしたい。

#### 4. 外為決済リスクへの対応について

- 本邦ファンドにおいては、外債投資の増加等に伴う外国為替取引量が拡大しており、外為決済リスクが増加している。リスクの削減に向けて、金融庁は、外国為替取引の同時決済を推進している。
- 昨年8月に「外為決済リスクに係るラウンドテーブル 最終報告書」を公表したが、本報告書に沿って、既に一部の規模の大きな投資運用会社から、運用ファンドにおける同時決済の導入が進みつつある。
- 今月以降の約1年間は「本格フェーズ」ということで、この期間内に、外貨建て資産へ投資を行う全ファンドについて、同時決済への移行を検討いただくことになる。同時決済導入に向けては、信託銀行側でのシステム改修が必要となるが、一部を除き、既に対応を完了させていると伺っている。投資運用会社の皆様においても、自社のファンドにおける同時決済の導入に向けて、進んで対応いただきたい。
- 金融庁としても、ファンド運用における外為決済リスクの削減に向けて最大限のサポートを致したいと考えており、引き続き、御対応をよろしくをお願いしたい。

(以上)